

5 . 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

<目標>

男女が共に社会のあらゆる活動に参画していくためには、仕事、家庭生活、地域生活等の活動にバランスをとって参画できる環境づくりが重要である。男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。

少子・高齢化、グローバル化、情報化等が進展する中で、仕事と育児や家族の介護を両立できるようにすることは、我が国の経済社会の持続可能な発展のためにも、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していく上でも重要である。

また、地域社会が変容する中で、地域に男女が共に参画できる条件整備を進め、地域での活動を活性化させることにより、地域社会を豊かなものとしていくことが期待されている。

男女一人一人の生き方が多様化する中で、男性も女性もともに家族としての責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが重要となっている。特に男性については、従来職場中心の意識・ライフスタイルから職場・家庭・地域のバランスのとれたライフスタイルへの転換の支援が求められている。

このため、仕事と家庭生活の両立支援を進め、働き方の見直しを大幅に進めるとともに、家庭、地域社会における男女共同参画を進め、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活等を両立することができる基盤を整備していくこととする。

5 . 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

施策の基本的方向

(1) 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し

少子・高齢化、グローバル化、情報化、核家族化等が進展する中で、男女が仕事と育児・介護等の家庭生活、その他の活動のバランスを図り、生涯を通じて充実した生活を送ることができるようにすることの重要性は増している。また、男女が安心して子どもを産み育て、家族としての責任を果たすことができる社会を形成していくことは重要である。このため、仕事と育児・介護等の両立に関する意識啓発を進め、固定的性別役割分担意識の解消や仕事と家庭の両立を困難にする職場風土の改革を強力に進める。特にこれまで家庭への参画の少なかった男性が、家庭生活に積極的に参画することができるような環境整備を進める。

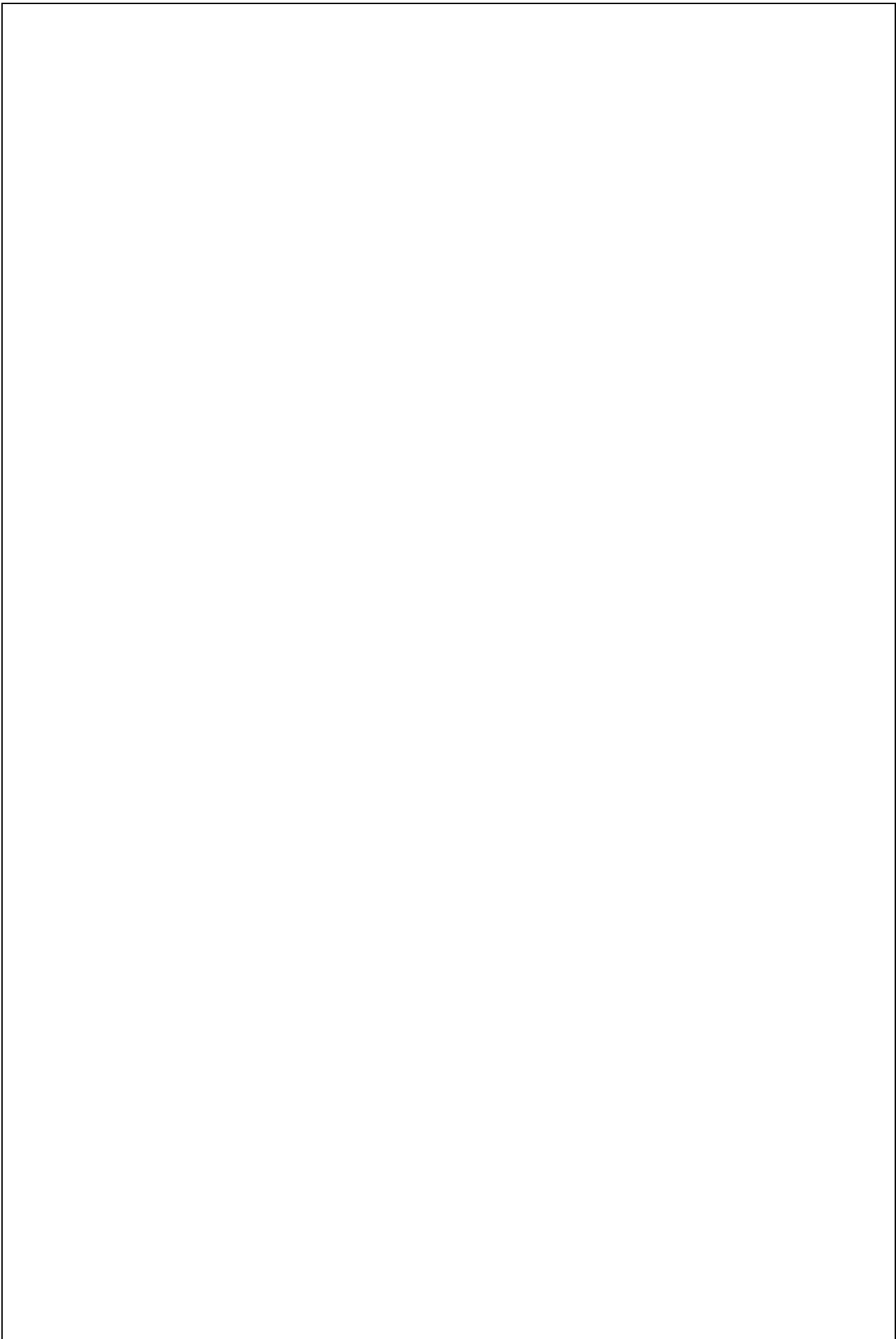
また、働き方の見直しを大幅に進め、育児・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備、及び育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備を進める。

具体的施策	担当府省
<p>ア 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 仕事と家庭の両立に関する意識啓発の推進 ・仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関する意識啓発を進めるとともに、職場優先の組織風土を変え、男性も含めた働き方の見直しや固定的な性別役割分担意識の見直しを進めるための意識啓発を企業及び国民各層を対象に進める。 ライフプランニング支援の実施 ・結婚や子育て・介護などの人生の転機に対応し、長期的な視野に立ったライフプランニング支援策について検討、実施する。</p>	<p>厚生労働省 内閣府</p>
<p>イ 仕事と子育ての両立のための制度の定着促進・充実 育児休業その他仕事と子育ての両立のための制度の一層の定着促進 ・男女労働者共に、希望すれば育児休業を取得できるよう、育児休業給付制度も含めた制度の周知徹底及び企業における制度の定着に向けた指導を行う。また、育児のための勤務時間短縮等の措置や育児を行う労働者の深夜業を制限する制度等の周知、定着を図る。また、企業において、育児休業の取得等を理由として、解雇その他の不利益な取扱いが行われないよう、周知啓発、指導を行う。 ・中小企業における育児休業や短時間勤務制度の活用を促進するため、助成金の支給などの重点的な支援を行う。 ・概ね平成 26 年度までに育児休業取得率を男性 10%、女性 80%にすることを目指し、育児休業取得率の向上を図る。(平成 16 年度男性 0.56%、女性 70.6%) ・概ね平成 26 年度までに小学校就学の始期までの勤務時間短縮等の措置の普及率を 25%にすることを目指し、普及率の向上を図る。(平成 16 年度 10.5%) 仕事と子育ての両立の促進に向けた制度の充実 ・育児休業を取りやすい環境を整備するため、育児休業取得中の所得保障を含めた子育て家庭の経済支援の在り方について、財源の問題も含め幅広く検討する。</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>
<p>ウ 仕事と介護の両立のための制度の定着促進等 介護休業その他仕事と介護の両立のための制度の定着促進等 ・介護休業制度や介護のための勤務時間短縮等の措置、介護を行う労働者の深夜業を制限する制度、介護休業給付制度等についての周知徹底及び企業における介護休業制度等に係る規定の整備の徹底に向けた指導を行い、その定着を図る。</p>	<p>厚生労働省</p>
<p>エ 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備 働き方の見直し ・仕事と生活の調和が図れるよう、働き方の見直しを進めるため、個々人の生活等に配慮した労働時間等の設定の改善の促進及び仕事と生活の調和に係る社会的機運の醸成のための取組を行う。 ・長時間にわたる時間外労働を行っている者を平成 21 年度までに 1 割以上減少させる。(週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合 平成 16 年 12.2%) ・企業全体に係る労働者一人平均年次有給休暇の取得率を平成 21 年度までに少なくとも 55%以上にする。(平成 16 年度 46.6%) ・短時間正社員など公正な処遇が図られた多様な働き方の普及を目指す。 育児期の男性の働き方の見直し ・育児期の男性の育児等の時間を先進国並みにするなど、男性が育児参加できる働き方を普及促進するため、男性の育児休業取得を促進するとともに、時間外労働の短縮や小学校就学前の子を養育する労働者の短時間勤務制度、所定外労働</p>	<p>厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省 厚生労働省</p>

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

子育てについては、社会全体の取組として、国民的な理解と広がりをもって支援するべきものであり、仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることが重要である。このため、「少子化社会対策大綱」(平成 16 年 6 月)及び「子ども・子育て応援プラン」(少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について)(平成 16 年 12 月)におけるすべての親子に対する子育て支援策等に沿って、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等すべての子育て家庭の支援に努める。また、子どもの養育等の面で不安を抱えているひとり親家庭等に対しては、経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。

働を免除する制度等の普及促進を図る。	
企業における仕事と子育て・介護の両立支援の取組の促進、評価	
・仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業を目指す企業の取組を支援するなど、企業における自主的な取組の促進を図る。	厚生労働省
・ファミリー・フレンドリー企業の表彰企業数を平成 21 年度までの累計で 700 企業にする。(平成 17 年度までの累計 270 企業)	厚生労働省
・企業における、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・実施について支援する。	厚生労働省
・次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(男性の育児休業取得実績がある企業)の割合を平成 21 年度までに計画策定企業の 20%以上にする。	厚生労働省
・一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む大企業の割合を平成 21 年度までに 100%にする。	厚生労働省
・企業と地域の子育て支援グループが連携を図り、地域における子育て支援環境が整備されるよう奨励する。	厚生労働省
・仕事と育児を両立できる職場環境づくり等、少子化に対応した経営を行っている中小企業の例を調査・分析した上で、ベストプラクティスを普及することにより中小企業の少子化対策を促進する。	経済産業省
育児・介護を行う労働者に対する相談・情報提供	
・育児・介護をしながら働き続ける労働者等に対し、電話等により育児、介護、家事等に関する各種サービスについての地域の具体的情報を提供するフレーフレー・テレフォン事業を拡充するとともに、インターネット等を活用し、保育・育児に関する情報を始め、仕事と育児・介護の両立のための相談、情報提供等の充実を図る。	厚生労働省
ア 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	
保育サービスの整備	
・多様な保育サービス需要に適切に対応し、仕事と子育ての両立の負担感を軽減するため、延長保育、休日保育、夜間保育、病気回復期にある乳幼児保育の普及、事業所内託児施設の設置・運営、気軽に利用できる子育て支援拠点の整備の推進等、子育て家庭が必要なときに利用できる保育サービス等を充実する。また、保育サービスの質の向上と情報提供を推進し、適切なサービスの選択が行われるようにする。	厚生労働省
・「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童 50 人以上の市町村を中心に、平成 19 年度までの 3 年間で集中的に受入れ児童数の拡大を図り、平成 21 年度に 215 万人の受入れ児童数の拡大を図る。(平成 16 年度 203 万人)	厚生労働省
・延長保育を推進し、平成 21 年度までに 16,200 か所の保育所での実施を図る。(平成 16 年度 12,783 か所)	厚生労働省
・休日保育を推進し、平成 21 年度までに 2,200 か所の保育所での実施を図る。(平成 16 年度 666 か所)	厚生労働省
・夜間保育を推進し、平成 21 年度までに 140 か所での実施を図る。(平成 16 年度 66 か所)	厚生労働省
放課後児童対策の充実	
・学校の余裕教室を活用した放課後児童クラブの推進など、放課後に保護者がいない主として小学校低学年児童に対する放課後児童対策を充実する。	厚生労働省
・放課後児童クラブについて平成 21 年度までに 17,500 か所での実施を図る。(平成 16 年度 15,134 か所)	厚生労働省
幼稚園における子育て支援の充実	
・幼稚園の施設や機能を地域に開放し、地域の実情に応じた子育て相談や保護者	文部科学省



<p>同士の交流の場の提供等を推進する。また、通常の教育時間終了後も引き続き希望する園児を預かるなど、幼稚園の運営の弾力化を図る。</p>	
<p>総合施設の設置</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の教育・保育を一体としてとらえた一貫した総合施設については、平成17年度に先行実施している試行事業の結果を踏まえ、必要な法整備を行い、平成18年度から本格的に実施する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>幼稚園就園奨励事業の促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児の保護者の所得状況に応じて、教育に係る経済的負担の軽減を図るため、幼稚園就園奨励事業を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>地域の子育て・介護支援体制の整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村が展開している様々な子育て支援事業について、地域のニーズを踏まえた取組が推進されるよう、支援の充実を図る。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て中の親子が相談、交流、情報交換できる場を身近な場所に整備するつどいの広場事業を推進し、平成21年度までに1,600か所での実施を図る。(平成16年度171か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等において、専業主婦等が育児不安について専門家に相談したり、地域の育児サークル活動を行うことのできる地域子育て支援センター事業を推進し、平成21年度までに4,400か所での実施を図る。(平成16年度2,783か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・急な残業や子どもの急病等に対応し、臨時的、突発的な保育等を地域における相互援助活動として行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を進め、平成21年度までに710か所での実施を図る。(平成16年度368か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の疾病や育児疲れ、恒常的な残業などの場合における児童養護施設等での児童の一時的な預かりを推進する。平成21年度までにショートステイ事業について870か所、トワイライトステイ事業について560か所での実施を図る。(平成16年度それぞれ569か所、310か所) 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の就労機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を行う。 	<p>厚生労働省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・地域の子育てを支援するため、商店街の空き店舗等を活用したコミュニティ施設の設置・運営等に対する支援を行う。 	<p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化対策に資する育児関連サービス産業等について、関係省庁とも連携し、基盤事業の整備等の支援を行う。 	<p>経済産業省</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流の機会を設けることにより、地域全体で子どもたちの豊かな人間性を育む環境を醸成する。 	<p>文部科学省、厚生労働省</p>
<p>NPO(＊)等の支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOなどに、各種子育て支援に関する情報提供や活動場所の確保等の支援を行う。 	<p>内閣府、厚生労働省</p>
<p>家庭教育支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・すべての親に対するきめ細やかな家庭教育支援を進め、親が子育て中の悩みや不安を払拭し、自信を持って子育てができるよう、行政と子育て支援団体が連携した家庭教育に関する学習機会の提供やIT活用を含む家庭教育支援など、家庭の教育力の向上に向けた総合的な施策を推進する。 	<p>文部科学省</p>
<p>子育てのための資産形成の支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・教育積立貯金等を通じて自助努力による子育てのための資産形成の支援を行う。 	<p>総務省</p>
<p>児童虐待への取組の推進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・近年増加している児童虐待に対しては、福祉、保健、教育、警察、司法等の関係機関の適切な連携の下、児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の適正な運用を図り、児童虐待の早期発見・早期対応、被害児童の迅速かつ適切な保護に努める。 	<p>厚生労働省</p>

(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進

男女が共に職業生活と家庭生活との両立を図りつつ、地域社会にも参加することができるように

<p>子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世帯向けの広くゆとりある住宅の確保や、世代間が互いに助け合いながら充実した住生活を実現するための近居等を支援する。また、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅等と保育所等の子育て支援に資する施設の一体的整備を推進する。 ・都市空間において緑地や子供の遊び場の確保に配慮した都市計画を策定する。 ・安心して子育てができるよう、交通規制の実施や交通安全施設の整備の推進等による安全な道路交通環境の整備やチャイルドシートを容易に入手し、正しく使用できる環境づくり等に努める。 <p>子育てバリアフリー等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦、子ども及び子ども連れの人などが利用する建築物、公共交通機関及び道路や公園等の公共施設について、段差の解消等のバリアフリー化を推進する。 ・妊婦及び子ども連れ等に対するバリアフリー環境の整備を推進するため、交通バリアフリー教室の開催やバリアフリーボランティアの普及に努め、「心のバリアフリー社会」を実現する。さらに、鉄道駅等の旅客施設や宿泊施設のバリアフリー化の状況に関する情報提供を推進する。 	<p>国土交通省</p> <p>国土交通省 内閣府、警察庁</p> <p>国土交通省</p> <p>国土交通省</p>
<p>イ ひとり親家庭等に対する支援の推進</p> <p>ひとり親家庭の親等への総合的な自立に向けた支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策等の総合的な母子家庭等対策を推進し、母子家庭等の自立の促進を図る。 <p>子育て・生活支援策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の理由により一時的に家事援助等が必要になった場合、家庭生活支援員の派遣や、生活支援講習会及び電話相談の実施など母子家庭等の地域での生活を総合的に支援する。 ・父子家庭については、その実態やニーズを把握し、子育て・生活支援等必要な支援を講じていく。 ・若年や未婚その他の理由により、妊娠・出産・子育てにおいて困難な状況を抱えた女性に対しては、適切な保護やきめ細やかな子育て支援を行う。 <p>就業支援策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援教育訓練給付金事業、高等技能訓練促進費事業、公共職業訓練等により職業能力開発への取組を支援するとともに、ハローワークにおける個別総合的な就職支援、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談、就業支援講習会等の実施、民間事業者に対する就業促進についての協力要請、母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮など、総合的に母子家庭の母の就業・雇用の促進を図る。 ・母子家庭等就業・自立支援センターを平成 21 年度までに全都道府県・指定都市・中核市に設置する。 ・母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業を平成 21 年度までに全都道府県・市等で実施する。 ・母子家庭等高等技能訓練促進費事業による資格取得者総数を平成 21 年度までに 1,300 人にする。(平成 16 年 359 人) 	<p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p> <p>厚生労働省</p>
<p>* N P O (Non Profit Organization): 特定非営利活動促進法に基づいて設立された特定非営利活動法人等、行政・企業とは別に社会的活動をする非営利の民間組織。福祉、まちづくり、男女共同参画、環境など様々な分野で活動を行っている。</p>	
<p>ア 家庭生活への男女の共同参画の促進</p> <p>家庭教育に関する学習機会の充実</p>	

するという観点に立って、家庭生活、地域社会への男女の積極的な参画の促進を図る。この際、男女の生涯にわたる学習機会の確保にも配慮する。

また、ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図る。

<ul style="list-style-type: none"> ・これから親になる青年や子育て中の親を対象に、子育てに関する体験学習を含めた学習機会を提供する。 	文部科学省
<p>父親の家庭教育参加の支援・促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・父親の家庭教育への参加を促すため、企業等との連携により、子どもの職場参観や職場内での家庭教育に関する講座等の事業を実施する。 	文部科学省
<p>男性の家庭生活への参画促進のための広報・啓発等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女の固定的役割分担意識を是正し、男性の家庭生活への参画を促進するため、「男女共同参画週間」、「人権週間」等を通じた広報・啓発活動や、学習機会の提供を通じて、家庭生活における男女の共同参画を促進する。 	内閣府、法務省
<p>イ 地域社会への男女の共同参画の促進</p>	
<p>地域社会活動への参画促進</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・暮らしやすい活力ある地域社会をつかっていくためには、地域社会への住民参加が重要であり、男性の職場優先の意識・ライフスタイルを見直し、男女の地域活動への参加を促進するため、あらゆる機会を通じて広報・啓発を行う。 	内閣府、厚生労働省、関係府省
<p>ボランティア活動等の参加促進のための環境整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動に関する調査研究を行い、情報提供・相談事業を実施する。また、都道府県のボランティア登録制度の整備の支援等を通じ、人々のボランティア活動への参加促進を図る。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・勤労者が、その希望に応じてボランティア活動等に参加することができるよう、事業主団体、ボランティア関係団体と連携しつつ、情報提供、相談活動等を実施する。 	厚生労働省
<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるボランティア活動を推進するための事業への支援を行い、ボランティア活動の全国的な展開を推進する。 	文部科学省、厚生労働省
<p>NPO等の活動への参画促進のための環境整備</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画などの分野で活動を行うNPO等の活動に、男女が共に参加でき、また、その中で日ごろの学習活動の成果や知識・技能をいかせるような環境整備の推進を図る。また、NPO等に対する社会的に支援する仕組みについて検討する。 	内閣府
<p>消費者教育の推進・支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の行う社会教育の一環として、消費者生活に関する学習を奨励するとともに、国立大学等において公開講座を開設するなど、消費者問題に関する各種の学習機会を提供する。また、消費生活センターと教育委員会との連携強化などにより、学校や社会教育施設における消費者教育の推進を図る。 	内閣府、文部科学省、関係府省